

## 承継資産の分類と評価の考え方

	資産区分	具体例	資産の性格	承継先*1	資産の内容	評価方法	決定事項等	備考
決定	営業中の道路	道路、橋梁、トンネル、照明等	道路	機構	土地	再調達原価	土地 WG で検討	取引事例なし 私権制限あり
					構築物	JH は標準単金方式（一部取得原価） 他 3 公団はデフレータ - 方式	決定	
決定	建設中の道路	建設中の道路	建設中の道路	機構	土地	再調達原価	土地 WG で検討	建設途上の道路の仮勘定を機構に移した後、その後の工事分が会社に積みあがる。私権制限あり
					構築物	JH は取得原価を再調達原価とみなす 他 3 公団はデフレータ - 方式	決定	
	無料化後には不要な道路施設	料金徴収施設	道路(道路付属物)	会社	建物、構築物 機械装置	原則再調達原価。重要性がなければ簡便的に簿価。	重要性について調査	取引事例なし 私権制限あり
	道路管理上必要だが道路施設ではないもの	管理事務所（左記に該当するもの）	会社の利用が前提	機構	土地 建物	原則再調達原価。重要性がなければ簡便的に簿価。	重要性について調査	管制施設、道路補修のための施設も含め機構が承継。
	同上(短期で償却するもの)	管理用車両	自家利用が前提	会社	車両	原則再調達原価。重要性がなければ簡便的に簿価。	重要性について調査	
	会社の収益対象とするもの(土地が主)	サービスエリア・パーキングエリア(道路区域外)	自家利用が前提だが売却可	会社	土地 建物、構築物	収益還元法による収益価格と原価法による積算価格とを組み合わせ土地付建物を評価し土地と建物に配賦	土地 WG で検討	SA/PA 用地の市場価格を算定するに当たっては、前面交通量の大きさ、独占的な利用形態等を十分に考慮することが必要。
	会社の収益対象とするもの(構造物が主)	有料駐車場	自家利用が前提	会社	建物、構築物	再調達原価	別紙参照 資料 7 - 2	道路公団と首都公団のみ 土地については公共用地(道路公団)の占用
	関係会社株式	トラックターミナル、東京湾横断道路(株)		会社	有価証券	原則時価評価(収益還元方式によるのか時価純資産方式によるのか等は簡単に含み益などの実態をみてから検討) 東湾道はスキームに対応した評価方法を検討	資産評価 WG で検討	道路公団のみ
	会社の経営上必要なもの	事務所・庁舎(左記に該当するもの)、研究所、研修所、宿舍	自家利用が前提だが売却可	会社	土地 建物	土地は鑑定評価額。 建物は必要に応じて鑑定評価(その必要がなければ簿価)	各公団で評価を行い報告	
	その他	保養所		会社	土地 建物			
	鉄道	線路、橋梁、トンネル等		機構	土地 構築物	再調達原価か、あるいは、簿価か	資産評価 WG で検討	本四公団のみ 道路と共用のものがある
	知的財産権	特許権、ソフトウェア			無形固定資産	ソフトウェアについては利用価値あるものについて簿価 特許権については内容調査の上、申請手数料相当	各公団においてリストアップして報告	
	什器、備品				動産	重要性がないので簡便的に簿価		

\* 1 承継先については、民営化法案において、実施計画において定めることとなっている。(施行法第 15 条第 1 項)

\* 2 上記の他にも、原材料、貯蔵品、受託業務前払金、仮払金、前払費用、未収収益、未収金、上記に含まれない有形固定資産、貸付金、社会資本整備事業開発者負担割賦元金、敷金、繰延資産につき整理する必要がある。

\* 3 は調査中、 は WG で検討中、 は一定の方向をお決め頂きたいもの